

<タイトル> 介護給付費の減額措置に関する処理に誤りがありました

当市が介護保険の事務処理に使用するシステムに誤りがあり、介護保険の介護給付額減額（過去に介護保険料を滞納した者に対して自己負担割合を3割とし、介護給付額の減額を行う措置）の対象となっている被保険者が、介護サービスを利用した際の自己負担額に誤りのある事案及び現在の被保険者証への記載誤りがある事案があることが判明しました。

事案の概要

今年3月中旬、システムの使用・保守契約をしている委託事業者から、給付額減額を行う期間の計算設定に誤りがあったことの報告を受けて、当市において減額措置を行った被保険者について調査をしたところ、その期間に誤りがあり、サービス利用料の自己負担額に差異が生じた被保険者及び交付済の被保険者証の減額期間の記載に誤りのある被保険者がいることが判明しました。

| 事 案 | 件 数 |
|---------------------|-----|
| 自己負担額が過少（減額期間が短く算定） | 1 件 |
| 被保険者証への減額期間の記載誤り | 1 件 |

※この処理の誤りにより影響が生じたのは、それぞれ1名ずつの合計2名です。

本件はシステムのプログラム誤りに起因するものではありませんが、当市は介護保険の保険者としてシステムの算定による結果を確認する責務があり、関係する皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後このような事案が生じないように、適正な事務処理の実施に万全を期してまいります。

なお、システムにつきましては、委託事業者が既にプログラムを正しいものに修正をしております。

当市の対応

当市では、誤った対応となった2名の被保険者に対し、5月22日に直接訪問して謝罪と事情を説明し、ご理解を得ております。

自己負担額が過少となっている被保険者の方については、過少であった自己負担額を市に納付していただくよう依頼をし、被保険者証の記載誤りについては、正しい被保険者証の交付を行いました。

本件についての問合せ先
佐渡市役所 市民福祉部 高齢福祉課
介護保険係
電話(直通)0259-63-3790